

## 第 1109 回教育委員会 会議録

令和 4 年 3 月 25 日

10:10~11:15

### ①開 会

<菅間教育長>

ただいまから、第 1109 回教育委員会を開会いたします。

### ②会議録署名委員の指名

<菅間教育長>

会議録署名委員に、武田委員と小関委員を指名いたします。

### ③会期の決定

<菅間教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<菅間教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

### ④報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「山形県立米沢工業高等学校専攻科における魅力化・活性化の方策について」、高校教育課長から報告してください。

<高校教育課長>

このたび、米沢工業高等学校専攻科の活性化・魅力化の方向性について取りまとめましたので、その概要について御報告いたします。

はじめに、米沢工業高等学校専攻科の状況について説明いたします。お手元の資料、報告 1 - 2 を御覧ください。

設置年度及び目的についてですが、工業に関する高度な専門知識と技術を習得させ、地域が求める高度な実践的技術者の育成を図ることを目的としまして、平成 15 年度に設置したものでございます。3 の課程及び学科は、全日制の課程、生産情報科で、御覧の 3 コースとしておりまして、入学定員は全学科合わせて 10 名としております。5 の入学者選抜の方法及び時期については御覧のとおりですが、(3)の過去 5 年間の入学者等の状況について、いずれも入学者数が入学定員を下回っている状況でございます。

米沢工業高等学校専攻科の 100 名を超える修了生の多くが、地元のみならず全国各地で活躍しておりますけれども、一方で産業界や社会、教育を取り巻く環境が設置当初から大きく変容しておりまして、これからもその設置の目的を果たしていくためには、専攻科自体の魅力を高めて活性化していくことが、大きな課題となっております。これらの現状と課題について検証し、これからの方向性を見出すために、令和 3 年 9 月に外部有識者等によるワーキンググループを設置し、活性化・魅力化について検討を進めてきたところです。

資料 1 の「1 目的」、それから「2 検討事項」については御覧のとおりです。「3 検討委員」については、地元の山形大学工学部、米

沢市産業部、米沢商工会議所の代表に加え、専攻科が設置されている米沢工業高校、今後、統合する米沢商業高校の校長を含む7名で構成したところです。「4 スケジュール」の検討経過は御覧のとおりです。これらのワーキンググループで様々な御意見をいただき、検討したことを踏まえ、この度、資料3の「活性化・魅力化の方向性」として取りまとめたところです。

この資料3について補足をさせていただきます。報告1-5を御覧ください。

「Ⅱ これまでの成果と課題」としてまとめたところですが、「1 成果」として、外部講師による実践的・体験的な学びを展開していること、地域の産業界や大学等と連携し、最先端の技術の習得や起業家精神の醸成など特色ある教育活動を実践していること。また、これまで100名を超える修了生が、県内外の企業で活躍しておりますが、企業からは「就職後、職場でのコミュニケーション能力が高く、必要とする専門的な知識・技術を身に付けている」などの評価が高いこと、等が挙げられております。

一方で「2 課題」として、社会や産業の変化に対応するため、地域や産業界の意見を踏まえた教育課程の検討・改善が必要であること。また先ほども申し上げましたが、入学者数が入学定員を下回っており、入学者選抜方法の検討が必要であること、地域、産業界等への情報発信、広報等をより積極的に行うこと、等が挙げられたところです。

これらを踏まえまして、「Ⅲ 今後の活性化・魅力化の方向性」として、次の4つの視点でまとめたところです。

視点1として、地域の産学官が一体となり地域の産業界を支える職業人の育成を図る。地域で支えるという視点です。視点2として、地域の成長を支える人材として地元企業への就職を促進する。地域を支えるという視点です。視点3として、入学志願者の確保に向け、入学者選抜方法の改善について検討する、という視点です。視点4として、どのような活動をしているのか、学びの中身についてより積極的に広報・情報発信の強化を図るという視点です。

これらの視点について、より具体的な内容を3ページから5ページに記載しております。

3ページを御覧ください。視点1の具体的方向性としまして、加速度的に変化する産業界を支える職業人の育成のため、産学官が一体となって教育課程の開発・実践を進めてまいります。特に、専攻科の特色である外部講師による先端的な学びの提供や、産業界との連携による長期企業研修など、デジタル化等の技術革新に対応した学びを実現し、地域の産業界を支える職業人を育成してまいります。

続いて4ページですが、視点2の具体的方向性としまして、地元企業への就職を促進するため、これまでも学校側で企業側に説明し依頼する形をとっておりましたけれども、修了生が短大卒と同等の待遇となるように、地元の商工会議所等とも連携し、地元ぐるみで企業からの協力について積極的に働きかけていきます。

視点3の具体的方向性としまして、米沢工業高校全日制からの志願者を増やすとともに、他の学校からも志願しやすくなるよう、御覧のような入学者選抜方法の改善に向けた検討を行ってまいります。

5ページになりますが、視点4の具体的方向性としまして、これまでそういった活動を行ってこなかったことが大きな課題となっておりますが、入学者選抜の方法や専攻科の魅力を伝える学校紹介パンフレットを新たに作成し、またホームページやSNS等を積極的に活用するなど、様々な手法による広報、情報発信の強化を図っていきたいと考えております。

最後に6ページでございますが、「V 活性化・魅力化の取組みのスケジュール」については、令和4年度に、米沢工業高校に学校関係者等からなる「専攻科活性化委員会」を設置し、御覧のスケジュールで、具体的な取組みを検討、実施していく予定です。令和7年度には米沢工業高校と米沢商業高校が統合しまして、新高校が開校する予定ですが、専攻科についても、地域を担う高度な産業人材を育成するために、この方向性を踏まえ着実に改善に向けた取組みを進めていきたいと考えております。

<菅間教育長>

ただいまの報告について御質問等ございますでしょうか。

<武田委員>

今後、これだけ活性化・魅力化に力を入れられるということで、定員もやはり増やしていくという方向性を示されるのでしょうか。

<高校教育課長>

入学者数が定員をかなり下回っているという状況ですので、定員については現状のままと想定しまして、まずは少しでも多く志願者・入学者が増えるように取り組んでいきたいと考えております。

<武田委員>

非常に小さい学科というイメージがあるので、活性化ということで「枠を広げていくんだ」という見え方も必要なのかなと思います。地域の基盤となるような人材の育成に、この学科がどんどん活用していけるという企業側からの見え方も大事だと思うので、定員が数人に留まらず、今後枠を広げ拠点にしていくというような、もう少し力強い発信が必要だと思います。

<高校教育課長>

学びの中身についてはレベルが高く、卒業生が大変戦力になっているという状況はあるのですが、その中身、こういうことを学んでいてこういう人材だ、ということがなかなか企業側に伝わっていかないということが大きな課題でもありますし、専攻科を卒業すると処遇面がどうなる、という情報もしっかり伝えていく必要があると思っています。

<武田委員>

生産情報科という分野に精通した人材が地域にいるかどうかは、すごく大事なことだと思います。発信イコール地域の理解につながるのでもっと地域の方が情報を知る機会が多くなれば良いと思います。

- <片 桐 委 員> 資料7ページに参考資料として設置要綱がありますが、「座長は、必要があると認められる場合は、第1項に定める者以外の者をWGに出席させ、意見を求めることができる」と書いてあります。武田委員のおっしゃるとおり、定める者以外の方々からもっと意見を聴く必要があると思います。
- <高校教育課長> ワーキンググループによる会合以外に、実情を率直に出し合って改善に向けて検討する作業部会のようなものを今年度、設けてきたところです。ワーキンググループ自体はこの報告書を取りまとめるため設置したのですが、今後学校の方で具体的な方策を検討する中で、ワーキンググループの構成員ですとか、様々な有識者の方々から意見をいただくのは大事なことだと思いますので、そのように進めていきたいと考えております。
- <山 川 委 員> ここ数年、入学者がだいたい2、3名となっていますけれども、この方々は最終的に課程を全て修了して卒業しているのでしょうか。
- <高校教育課長> 手元に資料がございませんけれども、ほぼ全員が課程を修了して、地元企業を中心に就職しているところです。
- <山 川 委 員> 武田委員の意見にも関連しますが、極々少数ですよ。それについて利点もあるけれども、合わないと通うのが苦痛となる。ある程度人数があつての話かと思います。これからある程度入学者が増えていくということであればそういう心配もいらないのですが、全員入ったとして10名という非常に小さな学科であり、学校として目的を達成するには難しい人数だなという印象があります。最大限でこの人数だとすると、やはり学校としての魅力に乏しいと思います。今からパンフレットを作ったり、色々なアピールをすることと思いますが、定員がこのままだとすると、はて、どうでしょうか。人数を増やしてその分辞める方が多くなってもいかがかとは思いますが、抜本的な部分でどうかなと。色々な先生方が時間をかけて検討されてこの方向性となったと思いますので、まずはやってみるか、ということなのでしょうけれども、上手くいけば良いなと思う反面心配なところもある、というのが正直な印象です。これについて反対だということでは全然ないのですが、難しいことだなと思ったところです。
- <小 関 委 員> 私は、長井からこの専攻科に入って卒業され、大手の段ボール製作会社に就職した方を知っているのですが、彼は色々なアイデアを持っていてそれをデザインしていく上で、上手く企業とマッチングしたのでしょうか、その後も活躍されているようです。確かにそういった成功事例を地元企業にどんどんPRしていく必要があると思います。ただこのワーキンググループのメンバーを見て、企業側の人間も入った方が良いのでは

ないかと率直に思いました。地元のニーズを取り入れるのであれば、人材が欲しいと思っている企業をメンバーに入れれば自ずと変わってくると思います。長井工業高校の場合だと、西置賜工業会という約 50 社からなるグループを作り、長井工業高校の校長先生もそのメンバーになっていて、毎月勉強会などに参加されています。その中で校長先生に「今、企業ではこんなことを求めている」といったことを伝えると、生徒の履修内容に反映され、地元企業も採用するという良い循環が生まれています。米沢にも色々な会があると思うので、そこから 3 人位をこのワーキンググループメンバーに入れるとよろしいのではないかと思います。

<高校教育課長> 商工会議所にその窓口的なところとしてお願いしたのですが、お話のとおり、具体的な企業のニーズという意味では十分でないところもありますので、来年度以降、そういったところの情報等もいただきながら進めていきたいと思えます。

<武田委員> 地方と都市部との住民の情報格差が大きいので、地域の方の話だけ聞いても、今後どれだけデジタル人材が必要になってくるのか、といったところが見えていない方々が多く、特に高齢の経営者の方は危機感がないと思えます。やはり、これからの時代どういう人材が必要で、地域でどう育てなきゃいけないかを検討しないと、なかなか広がりがないのかなと思えます。どう時代が変わるのかを知る機会を作ることも、こういった取組みをより多くの方々に理解していただくために必要かと思えます。

<菅間教育長> 良い取組みをして、良い学びをしている、というのはこれまでも評価されてきたわけですが、それがなかなか企業、生徒、あるいは保護者に伝わっていないということだと思うので、例えば、短大卒と同等の待遇となるようにと書いてありますが、ほとんどの卒業生はそうなっているのだそうです。もう少し「そうなの？」とびっくりするような情報を出して理解してもらえるような、夢が見えるような報告書やパンフレットを作れるかと思うので、見せ方を工夫していただければと思えます。

<菅間教育長> よろしいでしょうか。ほかになければ、これより議事に入ります。

## ⑤議 事

<菅間教育長> 議第 1 号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、教育政策課長から説明してください。

<教育政策課長> 議第 1 号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明申し上げます。

「山形県教育委員会事務局組織規則」の改正概要について、議 1 - 5

ページを御覧ください。この規則の改正理由ですが、令和4年度の組織改編に伴い、規定の整備を図るものです。

改正内容の1点目としましては、生涯教育・学習振興課に「郷土愛育成室」が新設されることに伴う規定の改正です。2点目は、スポーツ保健課の「東北総体・冬季国体担当」が廃止されまして、新たに「国民スポーツ大会推進室」が設置されることに伴う規定の改正です。なお、これらの規則の施行期日につきましては、令和4年4月1日としております。説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第2号「山形県立高等学校通信教育に関する規程等の一部を改正する規則の制定について」、教育政策課長から説明してください。

<教育政策課長> 議第2号「山形県立高等学校通信教育に関する規程等の一部を改正する規則の制定について」、説明申し上げます。議2-1を御覧ください。

この規則の制定は、民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、改正が必要となった「山形県立高等学校通信教育に関する規程」、「山形県立学校の授業料等徴収条例施行規則」、「山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則」について、一括して改正するものです。

これら3つの規則の「保護者」の規定につきまして、成年年齢に達した生徒の保護者は該当しないこととなるため、10月の定例教育委員会で同様の理由により改正いたしました「山形県高等学校管理運営規則」の第43条の規定（保護者等を定義するもの）を用い、「親権者」、「後見人」、「その他校長が適当と認める者」に「生徒が18歳となる日の前日に第1号（親権者）第2号（後見人）に該当していた者」を加え「保護者等」と定義するものです。

なお、これらの規則の施行期日につきましては、改正民法の施行日と同じ、令和4年4月1日としております。説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<菅間教育長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

＜各 委 員＞	異議なし。
＜菅間教育長＞	御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。
＜菅間教育長＞	次の議第3号は人事に関する案件であるため、これより秘密会としていかがですか。
＜各 委 員＞	異議なし。
＜菅間教育長＞	御異議なしと認め、これより秘密会といたします。
	《 議第3号は秘密会にて審議 》
⑥閉 会	
＜菅間教育長＞	これで、第1109回教育委員会を閉会いたします。